IX

金融審開示保証WGの議論等を確認
サステナビリティ関連情報開示に関する動向とポイント

有限責任 あずさ監査法人
公認会計士 曽根 由香里

【この章のエッセンス】

●12月決算会社において、当期から新たに適用となる開示府令の定めはないものの、金融庁は、2025年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の作成・提出に際して留意すべき事項および好事例集を公表しており、実務上、参考になると考えられる。

●12月決算会社が、サステナビリティ基準委員会(以下、「SSBJ」という)から公表されたサステナビリティ開示基準を適用する場合、金融庁による制度化のタイミングや定めの内容によって適用方法が異なってくるため、留意されたい。

はじめに

2023年1月の「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正(以下、「改正開示府令等」という)により、2023年3月期以降の有価証券報告書から「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示が求められており、12月決算会社においては2025年12月期で3年目となる。本章では、有価証券報告書において「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示を行う12月決算会社が、どのような点を留意することが望まれるのかについて、金融庁から公表されているレビュー審査結果や好事例集などを踏まえて解説する。

また、SSBJから公表されたサステナビリティ開示基準を早期適用する場合のポイントや、サステナビリティ開示の制度化・保証をめぐる議論の状況についても解説する。

なお、本章中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添える。

改正開示府令等における留意事項

(1) 「サステナビリティに関する考え方及び取組」について留意すべき事項

金融庁では、令和6年度の有価証券報告書レビューのうち重点テーマ審査については、前年度に引き続き「サステナビリティに関する考え方及び取組」を重点テーマとして審査を実施し、「令和6年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」(以下、「レビュー審査結果」という)を2025年4月1日に公表している。

レビュー審査結果の内容は図表1のとおりであるが、表中の(注)を除き、前年度の重点テーマ審査で識別された課題が、引き続き識別されている状況である。改正開示府令等が施行された当初は、各社の取組状況に応じて柔軟に開示を行い、その後、投資家との対話を踏まえ、自社のサステナビリティに関する取組みの進展とともに開示を充実させていくことが期待されていたが、施行後3年目を迎え、令和7年度の有価証券報告書レビューにおいても本開示は重点テーマとして審査が実施されることを踏まえると、図表1に挙げた内容については適切に対応する必要があると考えられる。